

未来投資会議 構造改革徹底推進会合  
会議資料

平成30年11月5日(月)

農林水産省

# 国有林における長期・大口の木材の伐採販売について

## 「未来投資戦略2017」

林業の成長産業化に向けた先駆的な取組として、国有林野において、民間事業者が長期・大口で伐採から販売までを一括して行うことにより現行より有利な立木資産の売却となる手法の可能性を検証するため、必要なデータ等を示した上で、民間事業者等からの改善提案の公募を本年中に実施する。

## 「未来投資戦略2018」

林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大口の立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せてPFI法についても所要の措置を講ずる。



## 進捗状況

次期通常国会に向けて、関係府省と調整しつつ、鋭意法案の整備作業に取り組んでいるところ

- ・ 素材(丸太)生産業者及び木材需要者に対するアンケートを実施
- ・ 年内に3回程度、林政審議会にて議論を予定

# 国有林野事業における木材の販売に係る提案募集について

## これまでにない長期・大ロットで民間事業者が立木の伐採・販売を行う提案の内容と課題

- ・「未来投資戦略2017」に基づき、平成29年8月9日から民間事業者等からの改善提案の公募を開始
- ・平成29年10月10日の締め切りまでに42の提案が提出
- ・ヒアリングを実施した上で、提案の取りまとめと課題の整理を行い、平成29年12月26日に公表

- 提案者は、川上の森林組合や丸太生産業者、川中の木材流通業者や商社、川下の木材加工業者、金融機関等と幅広い業態であり、売上高の規模も多様
- 提案者からは、長期・大ロットの立木の伐採・販売に必要な権利取得や立木購入などのほか、木材の伐採・販売に関連する制度運用の改善など、多岐にわたる提案が提出

### 評 価

- ・ 現行より有利な立木資産の売却や地域における林業の成長産業化に貢献する可能性  
(下記のような課題の解決が必要)

### 課 題

- ① 政策的な課題
  - ・ 国有林としての公益的機能の確保  
(森林計画制度との整合)
  - ・ 需要拡大や有利な立木資産の売却を実現する仕組み
  - ・ 地域における公平・公正な事業運営の仕組み
- ② 制度的な課題
  - ・ 立木の伐採・販売に必要な権利付与の方法  
(公物管理との整合、支払の方法)

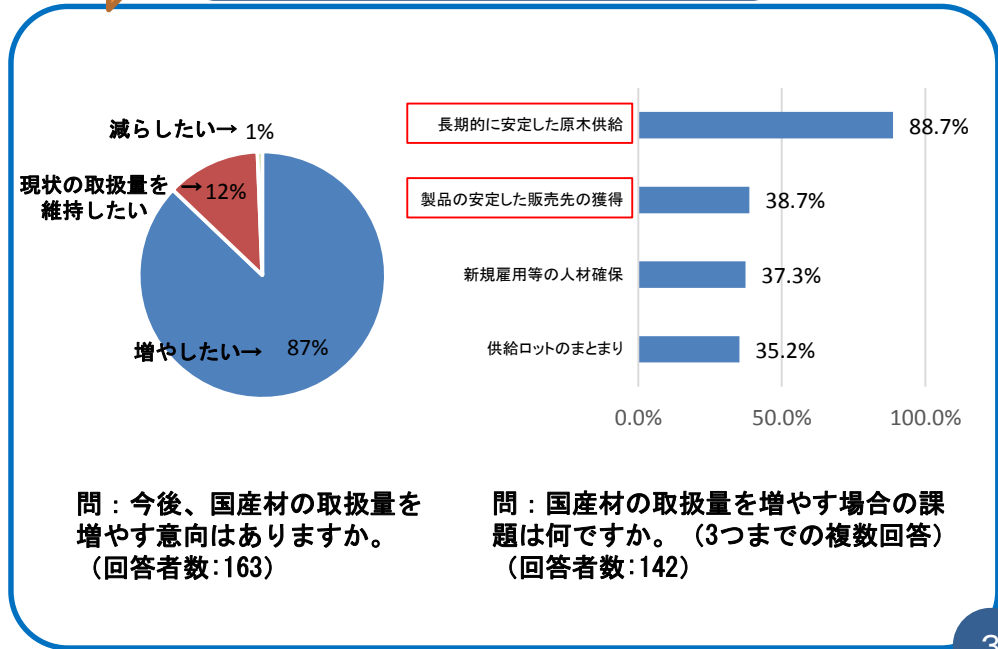
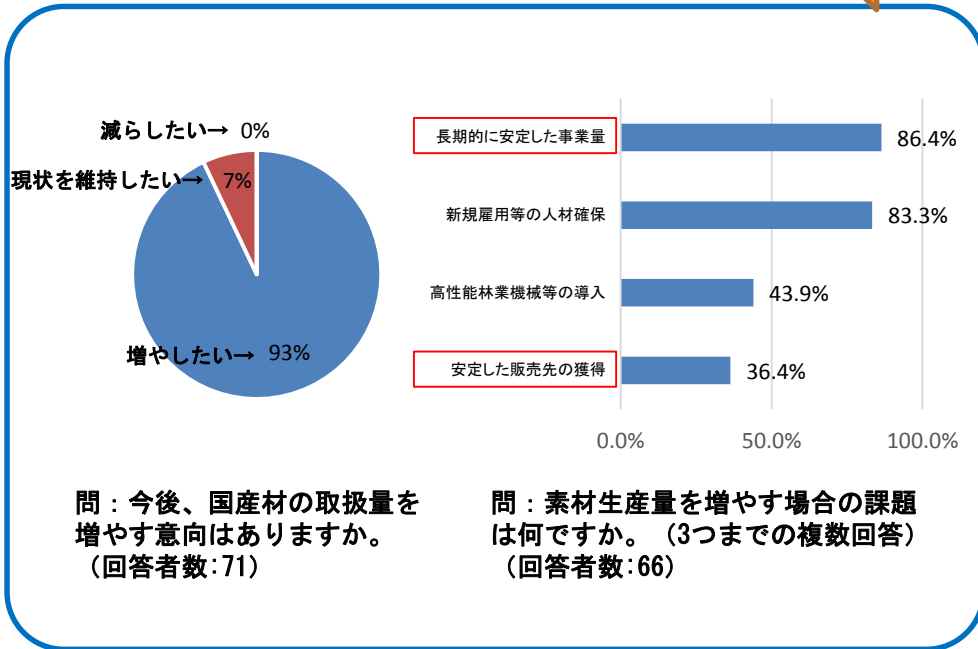
# 木材需要者に対するアンケート調査の実施

- 国有林における、木材の販売手法のニーズを調査するため、本年、平成28年度及び29年度に国有林と木材販売の協定を締結した210者を対象にアンケートを実施。有効回答は176であり、うち素材(丸太)生産業者(意欲と能力のある林業経営者)の質問に回答した者は71、加工流通業者の設問に回答した者は163。
- 意欲と能力のある林業経営者の大半は、生産性向上を図るため、機械や人材の投資を実施し、木材供給量を増やす意向はあるが、長期的に安定した事業量の確保や安定した販売先の獲得に課題があり、なかなか踏み出せない状況。
- 一方、加工流通業者の大半も、国産材を活用したいという意向があるが、長期的に安定した原木供給の確保や販売先の獲得に課題があり、踏み出せない状況。

川上  
(意欲と能力のある林業経営者)

互いに二の足を踏む状況

川中  
(加工流通業者)



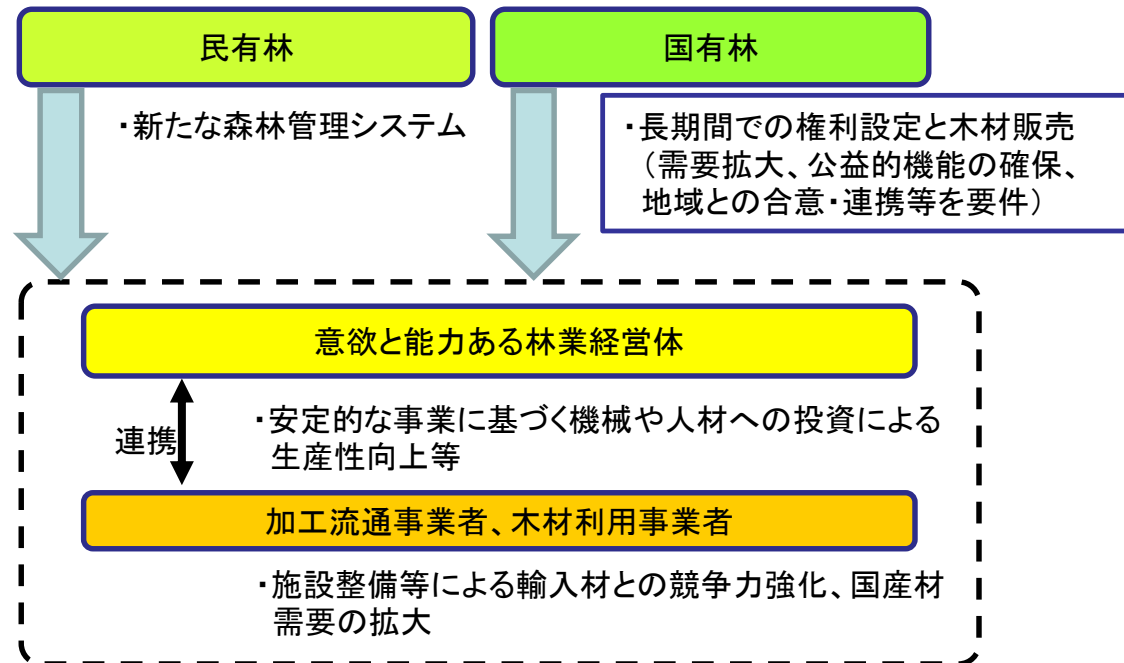
# 国有林野において木材を長期・安定的に供給する仕組みのイメージ（案）

意欲と能力のある林業経営体の育成を通じて、民有林における「新たな森林管理システム」の定着を後押しするため、民間事業者が新たな木材需要の拡大（製材工場等の整備による輸入材との競争力強化等）や生産性の向上等を図りながら、これまでになく長期・大ロットで国有林の立木の伐採・販売を行うスキームの導入を検討。

- ・ 意欲と能力のある林業経営体が、安定的に木材の供給先を確保し、機械や人材の投資により経営力を強化していくためには、木材を長期間・安定的に集荷する製材工場等の需要先の存在と、更なる需要拡大が不可欠
- ・ 民間事業者が製材工場等の整備による新たな木材需要の拡大や生産性向上等の取組を行いつつ、国有林の一定の区域において継続的に使用収益を行う権利を得て、長期・大ロットで木材の伐採・販売を行えるような仕組みを検討



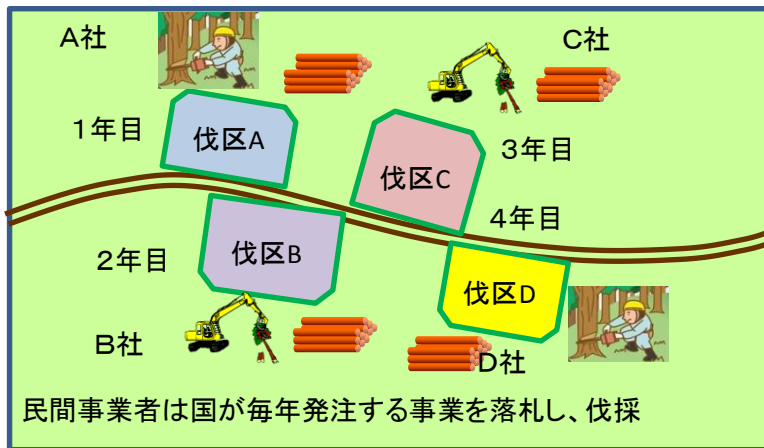
民間事業者が使用収益の権利を得るエリア



# 国有林野において木材を長期・安定的に供給する仕組みのイメージ（案）

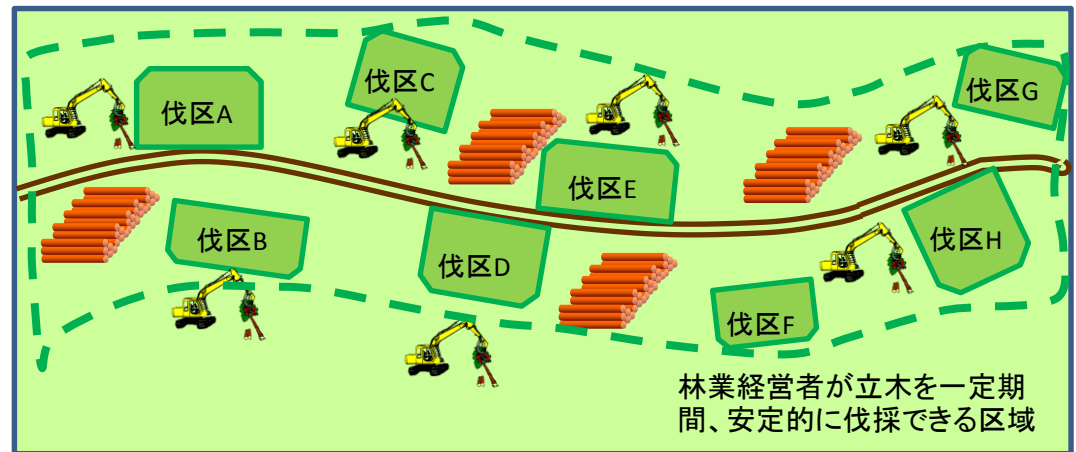
伐採の方法や量など国有林としての公益的機能の確保、民有林も含めた木材の生産・加工・流通への影響を生じさせないために必要な需要の拡大、地域における公平・公正性の担保など政策的課題に応えつつ、民間事業者が国有林において一定の使用収益を行う権利を得て、長期・大ロットで木材の伐採・販売を行えるスキームを、新たな森林管理システムの定着や木材の生産流通構造改革の推進に資するよう、関係省庁と連携して検討。

## ① 現行の伐採等



1. 国有財産のため、国が、造林、保育、伐採を行う。
2. 伐採を民間事業者に請け負わせる場合は、毎年個別に場所、時期、量を特定し、入札により事業者を決定。
3. 伐採した後、業者に材を販売。

## ② 新たなスキーム

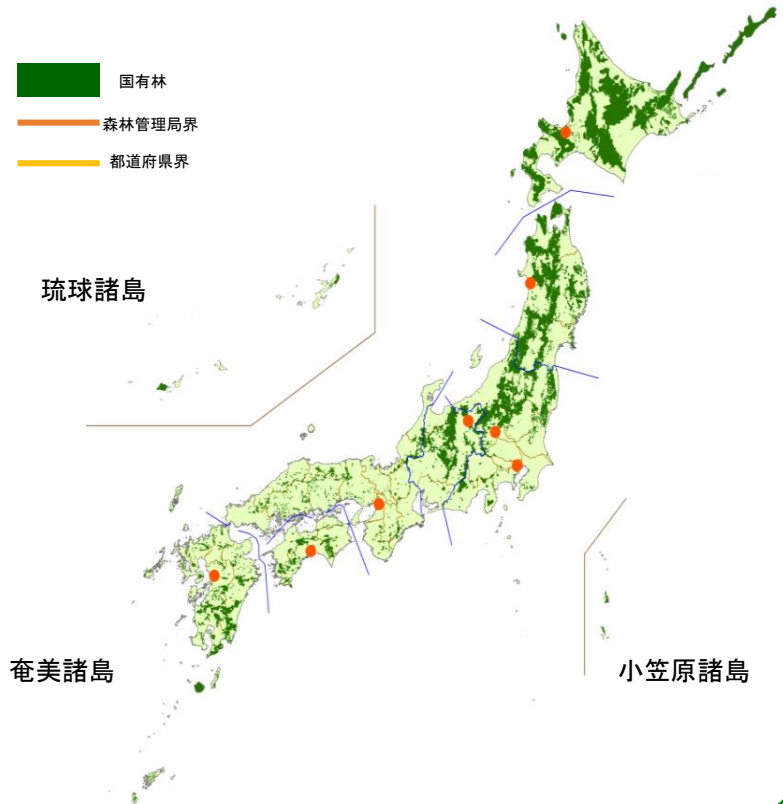


1. 意欲と能力のある林業経営者が安定した事業量を確保できるよう、国有林の一定の区域で、意欲と能力のある林業経営者が、長期にわたり伐採を行うことができるような仕組みを創設してはどうか。その際、安定した権利を付与する必要があるのではないか。
2. また、民有林からの供給を圧迫しない仕組みが必要ではないか。
3. 事業の実施に当たっては、国有林野の公益的機能の維持増進等を確保するものとする必要があるのではないか。
4. 併せて、主伐後の再造林を効率的に行うことが必要ではないか。

# 国有林野事業について

- 我が国の国土の約2割、森林の約3割を占める「国有林」は、その多くが奥地の急峻な山脈や水源地域に広く分布し、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など重要な公益的機能を発揮。
- 国有林野の約9割が保安林に指定されているほか、原始的な天然林が広く分布し、野生生物の生育・生息地として重要な森林も多く、世界自然遺産地域のほぼ全域が国有林野。
- 国有林野事業については、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与など、国民が国有林野に求める役割を果たしていけるよう、平成10年の抜本的改革で管理経営の目標を明らかにするとともに、平成25年度から一般会計に移行。

## 国有林の分布



## ■ 森林面積(2,508万ha)の内訳

	国有林	公有林	私有林
人工林	761万ha (30.5%)	292万ha (11.6%)	1,444万ha (57.6%)
天然林	232万ha (30.5%)	129万ha (44.1%)	666万ha (46.1%)
竹林／無立木地	467万ha (61.4%)	150万ha (51.2%)	719万ha (49.8%)
	62万ha (8.1%)	14万ha (4.7%)	59万ha (4.1%)